

## 第3章 環境行政の推進

### 1. 成田市環境基本条例

今日の複雑・多様化する環境問題に適切に対応し、市域の自然的社会的条件を活かした環境保全施策の的確かつ効果的な推進を図るために、本市では、1997（平成9）年3月に「成田市環境基本条例」を制定しました。この条例は、「健全で恵み豊かな環境の次世代への継承」、「環境への負荷をできる限り低減し持続的に発展できる社会の構築と環境の保全上の支障の未然防止」、「地域の自然・文化・産業等の調和のとれた快適環境の実現」、「地球環境保全の推進」を基本理念とし、市民、事業者及び市の責務や環境の保全及び創造に関する基本的施策を推進するための、「成田市環境基本計画」の策定等について規定しています。

### 2. 成田市環境基本計画

1997（平成9）年3月制定の「成田市環境基本条例」では、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「成田市環境基本計画」の策定を定めています。

これに基づき、本市では、2000（平成12）年3月に「成田市環境基本計画」を策定し、環境行政を率先して進めてきました。また、2008（平成20）年3月には、市町合併後の新市における新たな環境施策の方向性や、市民・事業者・市が日常生活や事業活動の中で自主的に環境配慮を進めるための指針などを定めた、新たな「成田市環境基本計画」を策定しました。本計画の計画期間が2017（平成29）年度に終了したため、2018（平成30）年3月に、環境の保全及び創造に関する長期的な目標と施策の方向性を定め、総合的かつ計画的に施策を実施するため「第3次成田市環境基本計画」を策定しました。

#### (1) 計画の対象と推進主体

##### ① 計画の対象

本計画における環境の範囲は、本市の環境特性を考慮し、自然環境や地球環境への配慮、生活環境の保全及び都市環境の創造に関する4つの分野を対象にするとともに、環境学習や開発事業等における環境配慮など、環境と関連を持つ分野を対象とします。

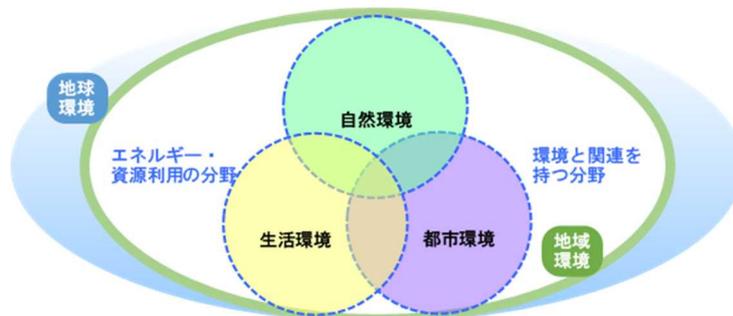


図3-1 成田市環境基本計画で対象とする環境の対象

##### ② 計画の推進主体と役割

環境問題は、市だけで解決できる問題ではなく、市民・事業者と共に環境に配慮した取組を進めていくことが求められます。本計画では、環境基本条例に基づき各主体の役割を次のように定

め、環境保全等に向けてそれぞれが取組を進めていくとともに、協働により環境負荷の少ないまち・持続可能な地域社会づくりを進めます。



図 3-2 成田市環境基本計画で対象とする環境の範囲

(2) 計画の期間

計画の目標期間は、2018（平成 30）年度から 2027（令和 9）年度までの 10 年間です。なお、本計画の中間にあたる 2022（令和 4）年度に、各施策の実施状況及び社会経済状況、市民の意向、本市総合計画及び国・県などの関連計画の変化を踏まえ、取組内容の見直しを行います。

(3) 計画の体系

成田市総合計画「NARITA みらいプラン」の将来都市像とまちづくりの基本姿勢、成田市環境基本条例の基本理念を踏まえ、また、第 2 次基本計画の将来環境像の発展的継承と環境の課題を踏まえ、本市の将来環境像を「地球にやさしい環境交流都市 成田」と掲げています。

その実現に向け、「環境にやさしいまち」「環境にやさしい暮らし」「環境をみんなで守り育てる社会」をつくるの視点から、3つの基本目標を定め、それぞれの取組を進めていく方向を7つの個別目標として定めています。また、環境保全等の取組を効果的に進めていくため4つの重点プロジェクトを設定し、市民・事業者の皆様と一緒に取組を進めていきます。

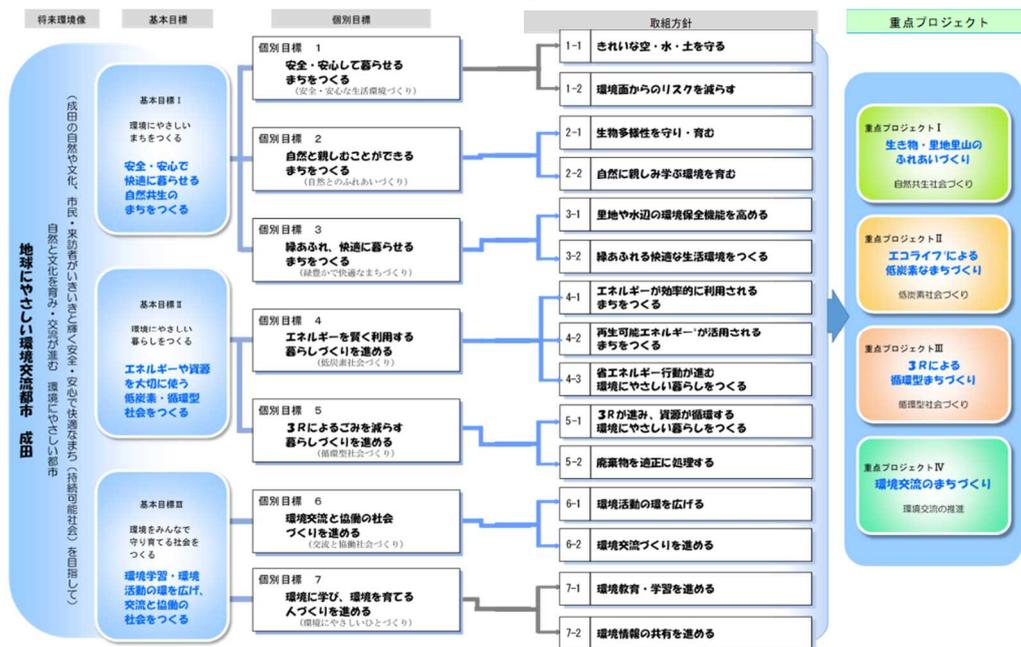


図 3-3 成田市環境基本計画が進める取組の体系（全体図）

#### (4) 成田市環境保全率先実行計画（区域施策編）

成田市環境保全率先実行計画（区域施策編）は、温対法第 21 条に定める地球温暖化対策実行計画（区域施策編）としての役割を持ち、市の環境保全率先実行計画と一体となって進めていく計画として位置付けます。

##### ①対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策において対象となる温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の 7 ガスです。本計画では、温室効果ガス排出量の 9 割以上を占める二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の排出削減を中心に取組を進めていきます。

##### ②削減目標

市域からの温室効果ガス排出量は、今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合の現状趨勢（BAU）ケースでは、目標年度の 2030（令和 12）年度で基準年度排出量より約 4.9%低下すると推計されます。

削減目標について、地球温暖化対策に向けて、市及び市民・事業者の省エネ対策や再生可能エネルギー導入など、今まで進めてきた取組を一層積極的に展開し、基準年度比 16%削減を目標とします。今後、こうした省エネルギー・再生可能エネルギー利用等の推進と一体となって、交通対策や都市緑化などの低炭素型都市づくりや森林吸収源対策や農地土壌炭素吸収源対策等を進めていくことにより、一層の削減が期待されています。

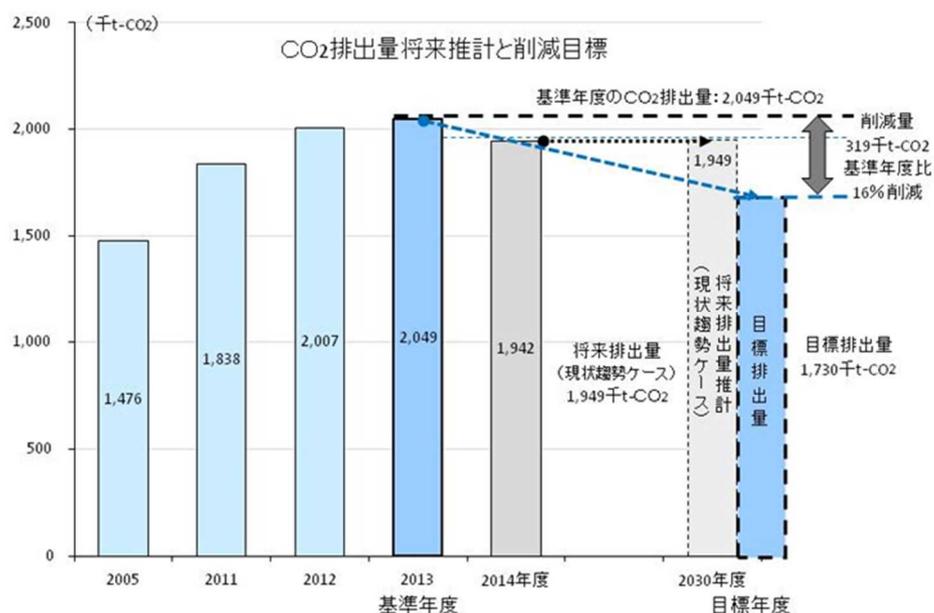


図 3-4 CO<sub>2</sub> 排出量将来推計と削減目標

※ 将来推計：長期エネルギー供給見通し（資源エネルギー庁、2015（平成 27）年）を踏まえ、2015（平成 27）年度の排出量をベースに推計

### 3. 成田市役所エコオフィスアクション（第4次成田市環境保全率先実行計画）

2013（平成25）年3月に策定した「成田市役所エコオフィスアクション（第3次成田市環境保全率先実行計画）」の計画期間が、2017（平成29）年度末をもって終了したため、2018（平成30）年3月に「成田市役所エコオフィスアクション（第4次成田市環境保全率先実行計画）」を策定しました。

#### (1) 基本的事項

##### ① 計画策定の目的及び位置付け

我が国では、京都議定書に代わるパリ協定の採択に向け、地球温暖化対策推進本部において、2030（令和12）年度の温室効果ガス削減目標を、2013（平成25）年度比で26.0%減（2005（平成17）年度比で25.4%減）とする「日本の約束草案」を2015（平成27）年7月17日に決定したのちに国連に提出し、2016（平成28）年5月13日に「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、同年5月27日には一部改正された「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）が施行されました。

本市では、温対法第21条に基づき、「成田市役所エコオフィスアクション（第4次成田市環境保全率先実行計画）」を策定しました。本計画は、国の「地球温暖化対策計画」に即するとともに、「成田市環境基本計画」に定める環境配慮行動を率先して実施するため、新たな目標に向かって、市役所の事務・事業に係る地球温暖化対策を推進します。

また、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「グリーン購入法」という。）及び「エネルギー使用の合理化に関する法律」（以下「省エネ法」という。）への対応にも寄与する取組を進めるものとします。「成田市役所エコオフィスアクション」の位置付けは、以下に示すとおりです。

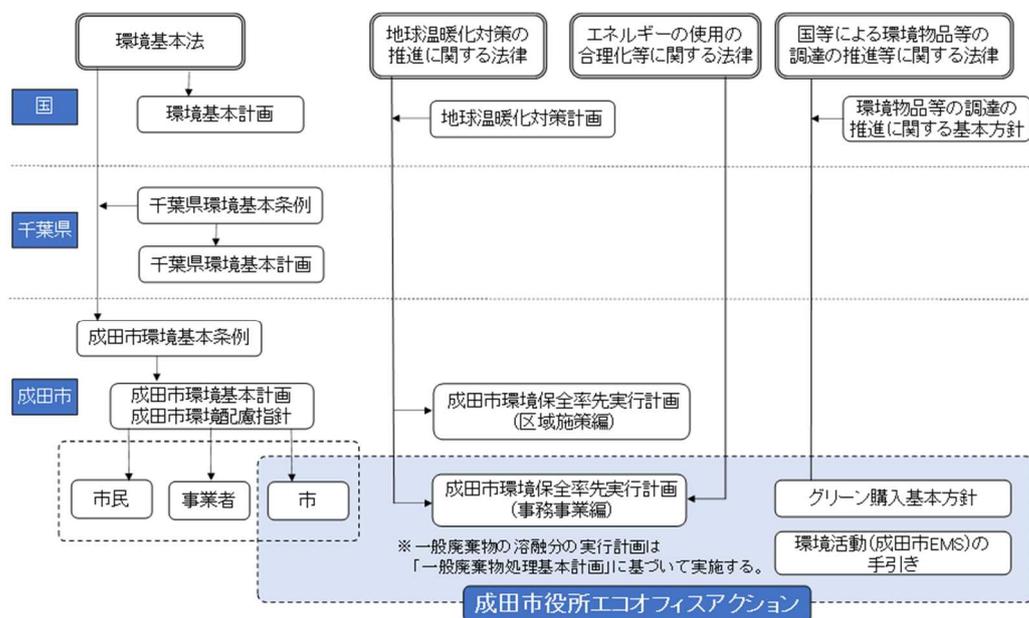


図3-5 成田市役所エコオフィスアクションの位置付け

##### ② 計画の期間

2016（平成28）年度を基準年度とし、2018（平成30）年度から2022（令和4）年度の5年間を計画期間とします。

### ③対象範囲

計画の対象は、本市すべての事務及び事業とする。対象とする施設等は、出先機関を含む全てとします。また、指定管理者制度により外部に運営を委託している施設も対象範囲に含めるものとします。

### ④温室効果ガス総排出量の削減目標

目標年度 2022（令和 4）年度における市の事務及び事業全体の温室効果ガス総排出量（一般廃棄物の溶融分を除く）を、基準年度 2016（平成 28）年度に比べ 6.0%削減することを目標とします。なお、一般廃棄物の溶融処理に伴い発生する温室効果ガスである「一般廃棄物の溶融分」については 12.3%削減することを目標としています。

表 3-1 温室効果ガス総排出量の削減目標 (単位: t-CO<sub>2</sub>)

	2016（平成 28）年度 基準値	2022（令和 4）年度 目標値	削減目標	削減量
温室効果ガス 排出量（一般廃棄物 の溶融分を除く）	21,903	20,589	6.0%	1,314
温室効果ガス 排出量（一般廃棄物 の溶融分）	38,130	33,440	12.3%	4,690

### ⑤原油換算エネルギー消費量の削減目標

基準年度（2016（平成 28）年度）比で、2018（平成 30）年度から目標年度（2022（令和 4）年度）までの 5 年間で、市全体の原油換算一次エネルギーの使用量を 6.0%削減することを目標としています。

表 3-2 原油換算エネルギー消費量の削減目標 (単位: kL)

第 4 次計画 削減目標	基準年度 (2016(平成 28)年度)	目標年度 (2022(令和 4)年度)	削減率	削減量
原油換算エネルギー 消費量 (kL)	11,123	10,456	6.0%	667

## (2) 計画の進行管理

本計画の実効性を確保するため、環境マネジメントシステムの基本である PDCA サイクルによる継続的改善の考え方を活用し、全職員の取組を推進するとともに、エネルギー使用量実績及び温室効果ガス総排出量進行管理を行います。

## (3) 温室効果ガスの排出量

2018（平成 30）年度の温室効果ガス総排出量は 49,469 t-CO<sub>2</sub> であり、基準年度（2016（平成 28）年度）と比較し 17.6%の削減となりました。分類別にみると「市役所分」は 10.7%の削減、「一般廃棄物溶融分」については、21.5%の削減となっています。

※ 温室効果ガス総排出量の算定にあたっては、一般廃棄物溶融処理に伴い発生する温室効果ガス（「一般廃棄物溶融分」と「一般廃棄物溶融分」を除いた「市役所分」とに分けて集計を行っています。

表 3-3 2018（平成 30）年度温室効果ガス総排出量

分類	2016（平成 28）年度 排出量（t-CO2）	2018（平成 30）年度 排出量（t-CO2）	増減量 （t-CO2）	増減率
市役所分	21,903	19,553	-2,350	-10.7%
一般廃棄物溶融分	38,130	29,916	-8,214	-21.5%
合計	60,033	49,469	-10,564	-17.6%

## 4. 総合的環境保全施策

### (1) 条例等

本市は、1972（昭和 47）年 3 月、公害の防止について必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するために「成田市公害防止条例」を制定しました。また、1997（平成 9）年 3 月には、環境の保全及び創造についての基本理念や施策、地球全体の環境保全の推進等を盛り込んだ「成田市環境基本条例」を定めました。この他に環境行政に係る条例として、主に次の条例があります。

- ・ 成田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- ・ 成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例
- ・ 成田市空き地に係る雑草等の除去に関する条例
- ・ 成田市航空機公害防止条例
- ・ 成田市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例
- ・ 成田市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例
- ・ 成田市リサイクルプラザの設置及び管理に関する条例
- ・ 成田市墓地等の経営の許可等に関する条例
- ・ 成田市霊園の設置及び管理に関する条例
- ・ 成田市斎場の設置及び管理に関する条例
- ・ 成田市霊柩車の運行及び祭具の貸出しに関する条例
- ・ 成田市愛玩動物葬祭施設の設置及び管理に関する条例

### (2) 千葉地域公害防止計画

#### ①計画策定の目的

公害防止計画は、現に公害が著しい地域又は今後人口や産業の急速な集中などにより公害の防止を図ることが著しく困難になるおそれのある地域を対象に、公害の防止に関する諸施策を総合的・計画的に講ずることにより公害の防止を図ることを目的として、環境基本法第 17 条の規定に基づき都道府県知事が策定する計画です。

#### ②計画策定の経緯

1970（昭和 45）年度に千葉・市原地域、1972（昭和 47）年度に江戸川流域の公害防止計画が策定され、1974（昭和 49）年度に両計画を統合した「千葉臨海地域公害防止計画」が策定されました。

さらに、生活環境の悪化や公害問題の広域化に伴い、印旛沼、手賀沼地域等の拡大が図られ、1989（平成元）年度には名称を「千葉地域公害防止計画」と改め、各種の公害防止施策を推進してきました。しかしながら、依然として改善すべき問題が存在することから、2017（平成 29）年 3 月、新たに 2016（平成 28）年度から 2020（令和 2）年度までを計画期間とする「千葉地域公害防止計画」が策定されました。

同計画の対象地域は、千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、印西市及び白井市の 21 市となっています。

### (3) 生活排水対策推進計画

#### ①計画策定の経緯

水質汚濁防止法により、都道府県知事は、水質環境基準が確保されていない公共用水域等において生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認めるときは、当該水域の水質の汚濁に関係がある地域を「生活排水対策重点地域」として指定しなければならないと規定されています。重点地域に指定された市町村は、生活排水対策の実施を推進するための「生活排水対策推進計画」を定める必要があります。

本市を含む印旛沼流域等7市町が1993（平成5）年3月に生活排水対策重点地域に指定されたことを受けて、1994（平成6）年3月に「成田市生活排水対策推進計画」を策定し、生活排水対策を推進してきました。これにより、生活排水による汚濁は一定の削減を図ることができ、今後も更なる生活排水対策を計画的に推進していくために、2010（平成22）年3月に新たな「成田市生活排水対策推進計画」を策定しました。また、計画策定より5年が経過したことから、計画の進捗状況や社会情勢等を考慮し、2015（平成27）年度に中間見直しを行いました。

#### ②計画の概要

本計画では、生活排水処理施設の整備に関する「きれいな水環境を確保する」、生活排水対策に係る啓発に関する「環境にやさしい人を育成する」の2つを生活排水対策の実施の推進に関する基本方針とし、「世界の人が訪れる成田の川を世界に誇れる美しい川にしよう」をスローガンとした施策を展開することとしています。

#### ③計画の目標等

基準年度：2007（平成19）年度      目標年度：2021（令和3）年度      中間見直し：2015（平成27）年度

し尿及び生活雑排水を適正に処理している生活排水処理人口の目標：96.7%以上

生活排水による汚濁負荷量削減目標：BOD58%削減    COD50%削減

全窒素 36%削減    全りん 32%削減

#### ④計画の進捗状況

本計画における目標に係る指標のうち、生活排水に係るBOD汚濁負荷量の推計値と生活排水処理率の推移を以下に示します。

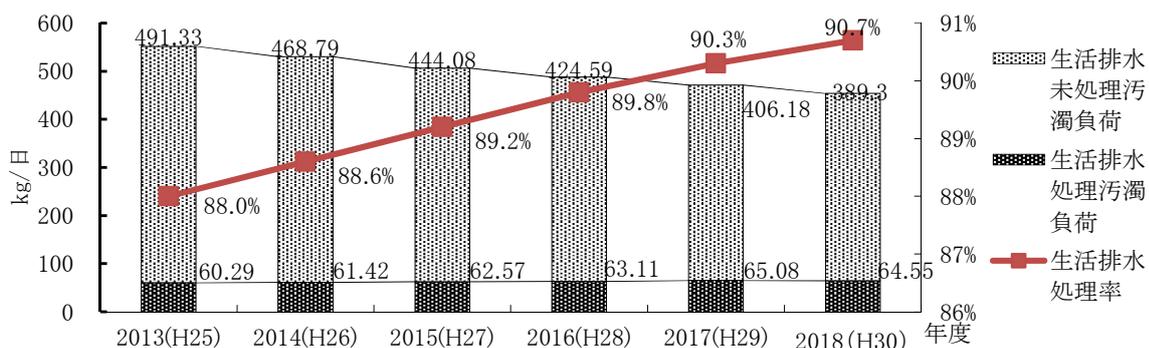


図3-6 生活排水に係るBOD汚濁負荷量と生活排水処理率の推移

#### (4) 開発行為等事前協議

開発事業を行おうとする事業者は、無秩序な市街化、環境破壊及び災害等を防止し、健康でかつ良好な都市環境を形成するため、都市計画法等を遵守するとともに、事前に市長と協議しなければならないと定めています。

#### (5) 成田市住宅用省エネルギー設備設置費補助金

成田市では、省エネルギー設備の普及促進・環境への負荷低減・地球温暖化の防止等環境の保全のため、住宅用省エネルギー設備を設置した市民に、予算の範囲内において補助を実施しています。実施状況は表 3-4 のとおりです。

#### C02 削減効果

2019（平成 31）年 3 月末までに補助を行った 2,015 件の太陽光発電システムの最大出力の合計は、約 9.17 メガワットであり、排出を抑制できる温室効果ガスを推計すると、1 年間に約 4,576 トン C02 の温室効果ガスの排出の抑制が推計できます。

表 3-4 実施状況（2019（平成 31）年 3 月末現在）

	2009 (H21) 年度	2010 (H22) 年度	2011 (H23) 年度	2012 (H24) 年度	2013 (H25) 年度	2014 (H26) 年度	2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度
太陽光発電システム	25	171	252	377	330	245	195	153	124	143
燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）	—	—	—	—	0	7	8	14	23	32
定置用リチウムイオン蓄電池	—	—	—	—	5	15	32	29	25	79
エネルギー管理システム（HEMS）機器	—	—	—	—	3	15	25	34	31	52
電気自動車等充電設備	—	—	—	—	0	1	1	0	0	0
太陽熱利用システム	—	—	—	—	—	—	4	3	4	1
地中熱利用システム	—	—	—	—	—	—	—	1	2	0

## (6) 成田市地球環境保全協定

### ①目的等

事業者の自主的な環境保全策を促進し、事業者と市が協働して環境への負荷が少ない持続可能な循環型社会を構築することを目的として、2013（平成 25）年 4 月 1 日から運用を開始しています。本協定は事業者と市との間で締結するものですが、規制という概念ではなく事業者に自主的に行動してもらうことを目指した紳士協定です。

### ②対象

市内に事業所があり、そこで事業活動を行っている事業者。

### ③実施内容

協定を締結した事業者は、協定書に定める環境保全策に取り組むとともにエネルギー使用量等の具体的な削減目標を事業者自身が設定し、その達成状況や改善点等を毎年市に報告します。

④締結事業者数 182 事業者（2019（令和元）年 7 月 31 日現在）

## (7) その他

### ①なりた環境ネットワーク

2008（平成 20）年 5 月 20 日、「成田の水をきれいにしよう運動推進協議会」及び「空港周辺環境美化協会」を発展統合させた「なりた環境ネットワーク」が設立され、市民・事業者・行政が協働して成田市内の道路や河川等の公共空間における環境整備や環境保全活動を継続して行うことにより、成田市民憲章が提唱する「自然と文化を大切に美しい成田をつくりましょう」の推進に努めています。

主な活動内容とその実施状況（参加人数）は表 3-5 と表 3-6 のとおりです。

表 3-5 主な活動内容

	実施時期	内容
空港周辺道路美化活動	6 月・12 月	なりた環境ネットワークの会員及び市内の事業者などにより、空港に通じる道路（国道 295 号・国道 408 号・国道 51 号）沿いのごみ拾いを行う。
環境学習会	7 月	千葉用水総合管理所大和田機場などを訪れ、座学と施設見学を通し、印旛沼の実情を市民に楽しく学んでもらう。
環境学習会（自然観察会）	6 月・10 月・ 12 月・2 月	千葉県自然観察指導員を講師に招いて成田市内で自然観察を行い、市民に身近な自然に触れてもらう。
環境講演会	7 月	講師を招き、環境保全に関する講演会を行う。
印旛沼クリーンハイキング	10 月	ごみを拾いながら印旛沼の水辺をハイキングする。また、麻賀多神社の獅子舞（成田市指定文化財：無形民俗文化財）、印旛沼に関するクイズ大会などを行う。

表 3-6 実施状況（参加人数）の推移

（単位：人）

	2009 (H21) 年度	2010 (H22) 年度	2011 (H23) 年度	2012 (H24) 年度	2013 (H25) 年度	2014 (H26) 年度	2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度
空港周辺道路 美化活動	707	330	698	347	661	786	877	393 (※3)	374 (※3)	570
環境学習会	27	49	47	91	77	73	83	46	26	27
環境学習会 (自然観察会)	—	—	—	—	—	—	—	—	77	133
環境講演会	115	216	200	227	187	197	153	150	91	185
印旛沼クリー ンハイキング	627	696	— (※1)	390	367 (※2)	474	459	540	— (※1)	330

※1 悪天候などのため中止

※2 ごみ拾いは雨天のため中止

※3 6月は雨天のため中止

## ②成田市リサイクル運動

年々増え続けるごみに対し、減量化及び再資源化を図るため、1983（昭和 58）年度にモデル地区を選定、1984（昭和 59）年度から団体登録により実施し、1986（昭和 61）年度から実施団体（2019（平成 31）年 4 月 1 日時点 158 団体）及び回収業者に補助金の交付を実施しています。